

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3334号)

令和8年4月23日

横情審答申第3334号

令和8年4月23日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村 雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問  
について（答申）

令和6年12月13日教健第3165号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「第4回横浜市市有地を活用した中学校給食事業検討部会 資料」及び  
「第4回横浜市市有地を活用した中学校給食事業検討部会 会議録」の一部  
開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「第4回横浜市市有地を活用した中学校給食事業検討部会資料」及び「第4回横浜市市有地を活用した中学校給食事業検討部会 会議録」を一部開示とした決定のうち、別表2及び別表3に掲げる部分を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和6年8月13日付で行った「第4回横浜市市有地を活用した中学校給食事業検討部会資料」（以下「文書1」という。）及び「第4回横浜市市有地を活用した中学校給食事業検討部会 会議録」（以下「文書2」という。）の行政文書（以下これらを総称して「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第1号及び第3号アに該当するため一部を不開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

## (1) 条例第7条第2項第1号の該当性について

文書1のうち、現金及び通帳の管理者の氏名・代表者との関係は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるから、本号に該当し不開示とした。

## (2) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 文書1のうち、現金及び通帳の管理者の氏名・代表者との関係並びに事業年度分の法人税確定申告書・課税事業年度分の地方法人税確定申告書及び決算報告書の各不開示部分は、法人の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり、開示することにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあることから、本号アに該当し不開示とした。

イ 文書1のうち、法人代表者印の印影は、開示することにより、第三者に偽造されるなどして、その財産権が侵害されるおそれがあることから、本号アに該当し

不開示とした。

ウ 文書1のうち、勘定科目内訳（明細）書の各不開示部分は、法人の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり、また、法人がその事業活動の過程で自ら開拓し得た取引先に係る情報であって、開示することにより、他の事業者との間で競争上不利益を被るなど、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあることから、本号アに該当し不開示とした。

エ 文書2の委員の意見、質疑、事務局の回答及び補足のうち法人の財務に係る内容は、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから、本号アに該当し不開示とした。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び主張書面において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 不開示範囲の一部若しくは本件処分の取消しを求める。
- (2) 会社法では株式会社に決算公告する義務を定めているので、これに該当する部分の開示を求める。
- (3) 正当な利益を害するとあるが、委員報酬は支払済みであり失う利益はない。
- (4) 租税回避が疑われる事案であり、税込で運営している横浜市がこの疑義についてしっかり認識し、確認したのかを知りたいのにもかかわらず、財政状況や会計士の発言を不開示とされ確認できない。
- (5) 事業者や会計士の正当な利益等を害するという不開示理由だが、租税回避を見逃すことは市民に不利益を与える行為であり、事業継続性の審議は事業の出資者でもある市民は知るべき内容である。

#### 5 審査会の判断

- (1) 横浜市中学校給食調理・配送等業務委託プロポーザル公募【A区分】（以下「本件委託契約」という。）における受託候補者との契約に係る事務について

横浜市では、令和8年度からの全員給食の実施に向け、市内の対象中学校をA区分とB区分に分けてプロポーザル公募を実施した。このうち、本件委託契約では、横浜市が所有する事業用地に借地借家法（平成3年法律第90号）第23条第2項に定める事業用定期借地権設定契約を締結し、受託者に貸し付け、受託者が給食調理工

場を建設・所有をした上で給食を提供することとしており、また、A区分に応募したプロポーザルに対する評価は、横浜市学校保健審議会の部会として新たに設置した「横浜市市有地を活用した中学校給食事業検討部会」（以下「検討部会」という。）が行っている。

令和5年12月に本件委託契約の受託候補者（以下「事業者A」という。）を選定した後、事業者Aから、事業者Aのグループ会社（以下「事業者B」という。）と共同企業体を結成し、給食調理工場の建設・所有については事業者Bが担い、事業者Bとの共同提案として本件委託契約を実施したい旨の申出があった。そこで、共同提案として取り扱うことについて、審議を行うなど必要な手続を経て、令和6年4月30日に事業者Aと本件委託契約を、事業者Bと事業用定期借地権設定契約をそれぞれ締結した。

(2) 本件審査請求文書について

ア 文書1は令和6年4月24日に開催された検討部会の審議資料であり、事業者B及び事業者Aの令和2年度から令和4年度までの税務申告書、決算報告書及び勘定科目内訳（明細）書並びに事業者Bの定款で構成される。

イ 文書2は令和6年4月24日に開催された検討部会の会議録である。

ウ 当審査会では、本件審査請求文書を見分の上、不開示部分について、別表1のとおり分類し、以下検討する。

(3) 条例第7条第2項第1号の該当性について

ア 条例第7条第2項第1号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」について、開示しないことができると規定している。

ただし、同号ただし書では、「ア 法令若しくは条例・・・の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、開示しないことができる個人に関する情報から除くと規定している。

イ 不開示部分1には現金及び通帳の管理者の氏名・代表者との関係が記載されている。

不開示部分1のうち現金及び通帳の管理者の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であり、本号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

不開示部分1のうち代表者との関係は、特定の個人を識別できる情報とはいえ、本号本文に該当しない。

(4) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 条例第7条第2項第3号は、「法人その他の団体・・・に関する情報・・・であって、次に掲げるもの。・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」について、開示しないことができる旨を規定している。

イ 文書1のうち、別表1に掲げる不開示部分1から4までが本号アに該当するとして不開示とされている。

(ア) 不開示部分1について、実施機関は本号にも該当する旨主張しているが、このうち現金及び通帳の管理者の氏名については、上記(3)イのとおり、本項第1号に該当するため開示しないことができる情報であるから、改めて本号の該当性を判断するまでもない。

不開示部分1のうち代表者との関係については、事業者の内部管理に関する情報であり、公にすることにより、事業活動が損なわれるなど正当な利益を害するおそれがあると認められるため、本号アに該当する。

(イ) 不開示部分2のうち、別表2に掲げる部分については、一般に公表されている情報と同一の内容又は記載事項の項目名が記載されており、これらの情報は、公にすることにより、当該事業者の事業活動が損なわれるおそれがあるとは認められないため、本号アに該当せず、開示すべきである。

その余の部分は、事業者の財務状況など内部管理に関する情報であり、公にすることにより、情報が競合他社に知られることで当該事業者の事業活動が損なわれるなど正当な利益を害するおそれがあると認められるため、本号アに該当する。

なお、審査請求人は上記4(2)のとり主張するが、事業者A及び事業者Bの令和3年から令和5年までの官報にて公表したとされる貸借対照表の要旨を確認し、決算公告に係る情報は開示されていることが認められた。

(ウ) 不開示部分3は、公にすることにより、第三者に偽造された場合にその財産

権が侵害されるなど正当な利益を害するおそれがあると認められるため、本号アに該当する。

- (エ) 不開示部分4のうち、別表2に掲げる部分については、記載事項の項目名であり、公にすることにより、当該事業者の事業活動が損なわれるおそれがあるとは認められないため、本号アに該当せず、開示すべきである。

その余の部分は、取引先に係る情報及び財務状況の内訳といった事業者の内部管理に関する情報であり、公にすることにより、競争上の不利益を被るなど事業活動が損なわれるおそれがあると認められるため、本号アに該当する。

- ウ 文書2のうち、別表1に掲げる不開示部分5が本号アに該当するとして不開示とされている。

このうち別表3に掲げる部分については、事業の運用に関する質疑、当該質疑に対する事務局の補足及び共同提案に対する検討部会委員の意見であり、これらの情報は、当該事業者のノウハウや内部管理に関する情報が含まれているとはいえず、公にすることにより、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、本号アに該当せず、開示すべきである。

その余の部分は、当該事業者のノウハウや財務状況に関する情報が記載されており、公にすることにより、事業活動が損なわれるなど正当な利益を害するおそれがあると認められるため、本号アに該当する。

- (5) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を一部開示とした決定のうち、別表2及び別表3に掲げる部分を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 大川千寿、委員 戸部真澄

別表1 審査請求文書のうち実施機関が不開示とした部分

不開示根拠規定	不開示部分		文書
条例第7条第2項第1号及び第3号ア	不開示部分1	現金及び通帳の管理者氏名・代表者との関係	文書1
条例第7条第2項第3号ア	不開示部分2	事業年度分の法人税確定申告書・課税事業年度分の地方法人税確定申告書及び決算報告書の各不開示部分	
	不開示部分3	法人代表者印の印影	
	不開示部分4	勘定科目内訳（明細）書の各不開示部分	
	不開示部分5	委員の意見、質疑、事務局の回答及び補足のうち法人の財務に係る内容	文書2

別表2 文書1の不開示部分のうち開示すべき部分

不開示部分	該当頁	開示すべき部分
不開示部分2	5頁	「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」の区分欄不開示部分1行目7文字目及び8文字目並びに2行目
	7頁	「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」の不開示部分6行目1文字目
	37頁及び39頁	電話番号
	43頁	「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」の区分欄不開示部分1行目7文字目及び8文字目並びに2行目
	45頁	「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」の不開示部分6行目1文字目
	48頁	科目欄不開示部分最終行
	50頁	種類欄不開示部分最右列
	75頁	事業種目
	80頁	「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」の区分欄不開示部分1行目7文字目及び8文字目並びに2行目
	82頁	「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」の不開示部分6行目1文字目
	83頁	当期控除額欄不開示部分12行目
85頁	「受取配当等の額の明細」の不開示部分最右列1行目、3行目、11行目及び15行目	

不開示部分 2	130頁	区分欄不開示部分 5 行目及び 9 行目
	131頁	区分欄不開示部分21行目及び最終行
	134頁	「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」の不開示部分 6 行目 1 文字目
	135頁	関連法人株式等欄不開示部分 3 行目 1 文字目、その他株式等欄不開示部分 3 行目 1 文字目及び非支配目的株式等欄不開示部分 3 行目 1 文字目
	136頁	科目欄不開示部分最終行
	137頁、 139頁及び 140頁	種類欄不開示部分最右列
	141頁	「Ⅰ 均等償却を行う繰延資産の償却額の計算に関する明細書」の繰延資産の種類欄不開示部分最右列
		「Ⅱ 一時償却が認められる繰延資産の償却額の計算に関する明細書」の繰延資産の種類欄不開示部分最右列
	186頁	区分欄不開示部分 2 行目及び 3 行目
	187頁	区分欄不開示部分21行目及び最終行
	189頁	期首現在未納税額欄から期末現在未納税額欄までの不開示部分 1 行目
	190頁	「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」の不開示部分 6 行目 1 文字目
	191頁	完全子法人株式等欄不開示部分 3 行目 1 文字目、関連法人株式等欄不開示部分 3 行目 1 文字目、その他株式等欄不開示部分 3 行目 1 文字目及び非支配目的株式等欄不開示部分 3 行目 1 文字目
	192頁	「指定寄付金等に関する明細」の不開示部分 4 行目 1 文字目
	193頁	科目欄不開示部分最終行
	195頁、 197頁及び 198頁	種類欄不開示部分最右列
	199頁	「Ⅰ 均等償却を行う繰延資産の償却額の計算に関する明細書」の繰延資産の種類欄不開示部分最右列
「Ⅱ 一時償却が認められる繰延資産の償却額の計算に関する明細書」の繰延資産の種類欄不開示部分最右列		
241頁	区分欄不開示部分全て	

不開示部分 2	242頁	区分欄不開示部分21行目及び最終行
	245頁	「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」の不開示部分6行目1文字目
	247頁	「受取配当等の額の明細」の不開示部分最右列1行目、3行目、11行目及び15行目
	248頁	科目欄不開示部分最終行
	251頁、 253頁及び 254頁	種類欄不開示部分最右列
	255頁	「Ⅰ 均等償却を行う繰延資産の償却額の計算に関する明細書」の繰延資産の種類欄不開示部分最右列
「Ⅱ 一時償却が認められる繰延資産の償却額の計算に関する明細書」の繰延資産の種類欄不開示部分最右列		
不開示部分 4	19頁	金融機関名欄不開示部分最終行並びに種類欄不開示部分4行目、11行目及び34行目
	20頁及び 21頁	相手先名称欄不開示部分最終行
	22頁	品目欄不開示部分最終行
	23頁	相手先名称欄不開示部分最終行
	24頁	「短期貸付金及び受取利息の内訳書」の貸付先欄不開示部分最終行
		「長期貸付金及び受取利息の内訳書」の貸付先欄不開示部分最終行
	25頁及び 26頁	相手先名称欄不開示部分最終行
	27頁	R3/3月末現在高数量欄不開示部分最終行
	28頁から 30頁まで	相手先名称欄不開示部分最終行
	31頁	借入先欄不開示部分最終行
	32頁	相手先名称欄不開示部分10行目及び最終行
	33頁	相手先名称欄不開示部分最終行
		2列目「所得の種類」欄不開示部分最終行及び4列目「年月日」欄不開示部分最終行
	34頁	役職名担当業務欄不開示部分最終行
35頁	取引の内容欄不開示部分2行目、5行目、13行目及び最	

不開示部分 4		終行
	36頁	取引の内容欄不開示部分 2 行目及び最終行
	59頁	金融機関名欄不開示部分最終行並びに種類欄不開示部分 3 行目、 6 行目及び11行目
	60頁	相手先名称欄不開示部分最終行
	61頁	品目欄不開示部分最終行
	62頁及び 63頁	相手先名称欄不開示部分最終行
	64頁	R4/3月末現在高数量欄不開示部分最終行
	65頁から 67頁まで	相手先名称欄不開示部分最終行
	68頁	相手先名称欄不開示部分10行目、 13行目、 16行目及び最終行
	69頁	相手先名称欄不開示部分最終行
		2 列目「所得の種類」欄不開示部分最終行及び 4 列目「年月日」欄不開示部分最終行
	70頁	役職名担当業務欄不開示部分最終行
	71頁	取引の内容欄不開示部分 2 行目、 5 行目、 13行目及び最終行
	72頁	取引の内容欄不開示部分最終行
	96頁	金融機関名欄不開示部分最終行並びに種類欄不開示部分 2 行目、 5 行目及び10行目
	97頁	相手先名称欄不開示部分最終行
	98頁	品目欄不開示部分最終行
	99頁及び 100頁	相手先名称欄不開示部分最終行
	101頁	R5/3月末現在高数量欄不開示部分最終行
	102頁から 104頁まで	相手先名称欄不開示部分最終行
	105頁	相手先名称欄不開示部分11行目、 14行目、 17行目及び最終行
106頁	相手先名称欄不開示部分最終行	
	2 列目「所得の種類」欄不開示部分最終行及び 4 列目「年月日」欄不開示部分最終行	
107頁	役職名担当業務欄不開示部分最終行	

不開示部分 4	108頁	取引の内容欄不開示部分 2 行目、 5 行目、 8 行目及び最終行
	109頁	取引の内容欄不開示部分 2 行目及び最終行
	152頁	不開示部分 2 行目、 4 行目、 6 行目、 8 行目、 13行目、 17行目及び19行目 1 文字目及び 2 文字目並びに不開示部分最終行 1 文字目
	153頁及び 154頁	科目欄不開示部分最終行
	155頁	不開示部分22行目 1 文字目から 3 文字目まで及び最終行 1 文字目
	156頁	不開示部分 1 行目及び 3 行目 1 文字目から 3 文字目まで並びに最終行 1 文字目
	157頁	不開示部分 2 行目 1 文字目から 3 文字目まで
		貸付先欄不開示部分 2 行目及び最終行
	158頁から 166頁まで	貸付先欄不開示部分最終行
	163頁	不開示部分 2 行目 1 文字目から 3 文字目まで
	166頁	不開示部分 1 行目 1 文字目から 3 文字目まで
	167頁	不開示部分 2 行目及び 4 行目 1 文字目から 3 文字目まで並びに最終行 1 文字目
	168頁	区分種類銘柄欄不開示部分最終行
	169頁	不開示部分 2 行目及び10行目 1 文字目から 3 文字目まで並びに24行目 1 文字目
	170頁から 172頁まで	科目欄不開示部分最終行
	173頁	不開示部分 3 行目及び21行目 1 文字目から 3 文字目まで並びに24行目 1 文字目
	174頁	不開示部分 3 行目及び 6 行目 1 文字目から 3 文字目まで
	175頁	借入先欄不開示部分 5 行目、 7 行目及び最終行
	176頁	役職名欄不開示部分最終行
	177頁	不開示部分 2 行目、 4 行目、 12行目、 14行目、 17行目及び19行目 1 文字目から 3 文字目まで
178頁	不開示部分 2 行目 1 文字目から 3 文字目まで	
179頁	不開示部分 2 行目、 5 行目及び 7 行目 1 文字目から 3 文字目まで並びに最終行 1 文字目	

不開示部分 4	180頁	不開示部分 2 行目 1 文字目から 3 文字目まで及び最終行 1 文字目
	211頁	不開示部分 2 行目、 4 行目、 6 行目、 11行目、 15行目及び 17行目 1 文字目及び 2 文字目並びに最終行 1 文字目
	212頁から 214頁まで	科目欄不開示部分最終行
	215頁	科目欄不開示部分 9 行目、 18行目、 20行目及び最終行
	216頁	科目欄不開示部分 2 行目
		貸付先名称欄不開示部分 2 行目及び貸付先欄不開示部分最終行
	217頁から 224頁まで	貸付先欄不開示部分最終行
	220頁	科目欄不開示部分 7 行目及び最終行
	224頁	科目欄不開示部分 1 行目
	225頁	科目欄不開示部分 2 行目、 4 行目及び最終行
	226頁	区分種類銘柄欄不開示部分最終行
	227頁	科目欄不開示部分 7 行目及び最終行
	228頁	科目欄不開示部分14行目及び最終行
	229頁	科目欄不開示部分 9 行目、 11行目及び最終行
	230頁	科目欄不開示部分 6 行目
	231頁	不開示部分 7 行目、 12行目及び14行目 1 文字目及び 2 文字目並びに最終行 1 文字目
	232頁	役職名欄不開示部分最終行
	233頁	科目欄不開示部分 2 行目、 4 行目、 12行目、 14行目及び 18行目
	234頁	科目欄不開示部分 3 行目
	267頁	不開示部分 2 行目、 4 行目、 6 行目、 8 行目、 13行目、 17行目及び19行目 1 文字目及び 2 文字目並びに最終行 1 文字目
268頁から 270頁まで	科目欄不開示部分最終行	
271頁	科目欄不開示部分14行目、 25行目及び最終行	
272頁	科目欄 1 行目及び最終行	
273頁	科目欄不開示部分 2 行目	

不開示部分 4		貸付先名称欄不開示部分 2 行目及び貸付先欄不開示部分最終行
	274頁から 282頁まで	貸付先欄不開示部分最終行
	278頁	科目欄不開示部分 2 行目及び 6 行目
	282頁	科目欄不開示部分 7 行目
	283頁	科目欄不開示部分 2 行目、 4 行目及び最終行
	284頁	区分種類銘柄欄不開示部分最終行
	285頁	科目欄不開示部分 5 行目及び最終行
	286頁	科目欄不開示部分 8 行目、 23行目及び最終行
	287頁	科目欄不開示部分 2 行目及び最終行
	288頁	科目欄不開示部分 2 行目及び 5 行目
	289頁	不開示部分 6 行目、 8 行目、 10行目及び14行目 1 文字目 及び 2 文字目並びに最終行 1 文字目
	290頁	役職名欄不開示部分最終行
	291頁	科目欄不開示部分 2 行目、 4 行目、 12行目、 14行目、 18 行目及び最終行
	293頁	科目欄不開示部分 3 行目

別表 3 文書 2 の不開示部分のうち開示すべき部分

不開示部分	該当頁	開示すべき部分
不開示部分 5	4 頁	不開示部分全て

(注意)

文字数は、1 行に記録された文字を左詰めにして数える。記号は 1 文字と数える。  
罫線は行数に数えない。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 6 年 12 月 13 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 7 年 1 月 15 日	・ 実施機関から反論書の写しを受理
令 和 7 年 1 月 16 日	・ 審査請求人から主張書面を受理
令 和 8 年 1 月 28 日 (第405回第一部会)	・ 審議
令 和 8 年 2 月 13 日 (第406回第一部会)	・ 審議
令 和 8 年 3 月 25 日 (第407回第一部会)	・ 審議